四半期報告書

(第14期第1四半期)

ngi group株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	L
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	}
3 【関係会社の状況】3	}
4 【従業員の状況】3	}
第2 【事業の状況】	Ł
1 【生産、受注及び販売の状況】4	Ł
2 【事業等のリスク】	;
3 【経営上の重要な契約等】	;
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 5	;
第3 【設備の状況】12	2
第4 【提出会社の状況】1:	3
1 【株式等の状況】1	3
2 【株価の推移】2	7
3 【役員の状況】28	8
第5 【経理の状況】29	9
1 【四半期連結財務諸表】30	0
2 【その他】42	2
第一部 【提出会社の保証会社等の情報】45	3

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年8月5日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月

30日)

【会社名】 ngi group株式会社

【英訳名】 ngi group, inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 金子 陽三

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号

【電話番号】 03 (6427) 9559 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 丹澤 みゆき

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号

【電話番号】 03 (6427) 9559 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 丹澤 みゆき

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次			第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	1, 474, 474	1, 340, 246	6, 447, 286
経常利益	(千円)	9, 457	44, 504	202, 812
四半期(当期)純利益	(千円)	54, 341	50, 569	520, 553
純資産額	(千円)	6, 964, 948	5, 664, 855	6, 650, 351
総資産額	(千円)	9, 871, 104	7, 459, 959	8, 743, 638
1株当たり純資産額	(円)	41, 100. 31	40, 055. 99	41, 588. 72
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	438. 83	406. 19	4, 203. 37
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	437. 28	401. 20	4, 189. 93
自己資本比率	(%)	51.6	67.0	59. 0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	142, 365	109, 471	992, 894
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	173, 954	△1, 044, 531	△109, 062
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△269, 864	△41, 348	20, 801
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3, 811, 821	2, 953, 711	4, 669, 820
従業員数	(名)	213	179	177

⁽注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経理指標等の推移については記載 しておりません。

^{2.} 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更 はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社ネットエイジは株式を売却したことにより連結の範囲より除外しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6	日 30	日租左

従業員数(名)	179 (22)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。)は、当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (名)	10 (4)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。)は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高 (千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	719, 414	128. 0

- (注) 1.金額は、製造原価によっております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比(%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	827, 040	118.8	6, 529	25. 4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	1, 071, 245	93. 9
インベストメント&インキュベーション事業	248, 836	76. 0
その他事業	20, 164	345. 7
合計	1, 340, 246	90.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2. インベストメント&インキュベーション事業の販売高には、インベストメント&インキュベーション事業で運用している投資事業組合の管理報酬、成功報酬が含まれています。
 - 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期	連結会計期間	当第1四半期連結会計期間	
竹子元	販売高(千円) 割合(%)		販売高(千円)	割合 (%)
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ 株式会社	195, 688	13. 3	269, 811	20. 1

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ (当社及び連結子会社) が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社グループが事業展開を行うインターネット関連市場において、(株)野村総合研究所の発表によりますと、インターネット広告、オンラインゲームなどのネットビジネス市場 (BtoC EC (消費者向け電子商取引)を除く)は成長を続けており、平成21年度には約1.7兆円まで拡大しております。更に、平成22年には約1.9兆円、平成24年には約2.4兆円に達するものと見込まれております。

こうした環境のもと、当社グループにおいては、成長が期待できるソーシャルアプリケーション分野やスマートフォン向けアプリケーション分野への取り組みを強化し、また、新しい広告商材の開発等を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は1,340万円(前年同四半期比9.1%減)となり、連結営業利益は27百万円(前年同四半期比610.8%増)、連結経常利益は44百万円(前年同四半期比370.6%増)、連結四半期純利益は50百万円(前年同四半期比6.9%減)となりました。

当第1四半期連結会計期間の各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

(インターネット関連事業)

インターネット関連事業は、主に(株)フラクタリストによるモバイル関連事業、Fringe81(株)によるインターネット広告関連事業、(株)アルトビジョンによるメールマーケティングサービスを提供しております。

当事業におきましては、(株)フラクタリストが提供する「AD-STA(アドスタ)※1」が、開始 10_{7} 月目にあたる 6月をもって、広告表示回数月20億回を突破しております。また、Fringe81(株)は、新たに「iogous(イオゴス)※2」の開発に成功し、サービスを開始しております。

一方で、平成21年8月に(株)富士山マガジンサービスの株式を一部売却し、連結子会社から持分 法適用関連会社に異動したことにより、当第1四半期連結会計期間におけるインターネット関連 事業は売上高1,071百万円(前年同四半期比6.1%減)となり、営業利益は12百万円(前年同四半期 2百万円の営業損失)となりました。

なお、富士山マガジンサービスの異動による影響を除いた継続事業におきましては、前年同四 半期と比べて増収増益となっております。

※1 「AD-STA(アドスタ)」

クリック率やコンバージョン率、費用対効果などの広告実績に基づき、モバイルメディアとモバイル広告の組み合わせを最適化する機能を持つアドネットワークサービス

※2 「iogous (イオゴス)」

キャッチコピー(文言)、文字色、ビジュアル、背景色を自動的に入れ替えてシステムで生成 し、多変量解析技術を利用して、クリックレートの高い要素を差し替え、より効果の高いバナー を配信するサービス

(インベストメント&インキュベーション事業)

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、未来予想(株)によるプレスリリース配信代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

当事業におきましては、未来予想(株)が提供する広報支援・プレスリリース配信サービスの「@Press」が順調に推移する一方で、連結する投資事業組合における売上高が前年同四半期に比べて減少したことから、当第1四半期連結会計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高248百万円(前年同四半期比24.0%減)、営業利益133百万円(前年同四半期比7.2%減)となりました。

(その他事業)

その他事業は主に3Di(株)による3Dインターネット分野で事業を行っております。

3D インターネット分野につきましては、エヌ・ティ・ティ ラーニングシステムズ(株)、(株) アルクによるインターネットを活用した新たな英会話教育「バーチャル英会話教室」に技術を提供した他、アバターでセミナー開催できる「3Diイマーシブセミナー」サービスを開始しております。この結果、当第1四半期連結会計期間におけるその他事業の売上高は20百万円(前年同四半期比245.7%増)、営業損失62百万円(前年同四半期40百万円の営業損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,283百万円減少し、7,459百万円となりました。これは主に ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合の連結除外により830百万円減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ298百万円減少し、1,795百万円となりました。これは主に繰延税金負債が143百万円減少したことによります。

純資産合計は前連結会計年度末と比べ985百万円減少し、5,664百万円となりました。これは主 にngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合の連結除外等により少数株主 持分が836百万円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、2,953百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,716百万円減少しました。うち735百万円は連結除外による減少であり、各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は109百万円(前年同四半期は142百万円の獲得)となりました。 これは主に税金等調整前四半期純利益50百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,044百万円(前年同四半期は173百万円の獲得)となりました。これは主に定期預金の預入による支出950百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は41百万円(前年同四半期は269百万円の使用)となりました。これは長期借入金の返済による支出43百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様にその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成22年6月24日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

① 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様に提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成22年6月30日現在、当社役職員等により発行済株式総数の13%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような 大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこ のような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定 いたします。

② 本ルールの内容

- (イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。
 - (甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
 - (乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数
 - (丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数
 - (丁) 本ルールに従う旨の誓約
- (ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付 行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報の リスト(以下「情報リスト」という)を大規模買付者に交付します。
 - (甲) 大規模買付者の概要 (大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。)
 - (乙) 大規模買付行為の目的及び内容
 - (丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠
 - (丁) 買付資金の存在を根拠づける資料
 - (戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配 当政策、資産活用策等
 - (己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日(買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合)又は90日(その他の場合)以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間(以下、「諮問委員会検討期間」という)として確保できてしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家(弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は(ハ)における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

③ ルール

(イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、④に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために④に定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その 株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙)会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊)強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
- (ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・ 株主共同の利益の確保を目的として、④に定める対抗措置をとることとします。

④ 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

⑤ 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただく ために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問 委員会からの代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、③において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模 買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におか れましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様(本ルールに違反した大規模買付者及び③(イ)において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

⑥ 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成23年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までと し、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定 の検討がなされることとします。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は9百万円であります。

第3 【設備の状況】

- (1) 主要な設備の状況 当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。
- (2) 設備の新設、除却等の計画 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443, 544
計	443, 544

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	128, 499	128, 499	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	128, 499	128, 499	_	_

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ・旧商法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。
- ① 第1回新株予約権(平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25, 000
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなけれ ばならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_

- (注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 - 2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に 従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、 株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1

② 第2回新株予約権(平成15年11月25日の定時株主総会決議及び平成16年6月17日の取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25, 000
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月17日 至 平成26年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_

- (注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 - 2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に 従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、 株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

既発行株式数+新規発行株式数

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × <u>分割・併合の比率</u>

③ 第3回新株予約権(平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25, 000
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月28日 至 平成27年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_

- (注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 - 2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注) 3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に 従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、 株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

既発行株式数+新規発行株式数

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

④ 第4回新株予約権(平成17年6月29日の定時株主総会決議及び平成17年8月25日の取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	208
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25, 000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなけれ ばならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	_

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に 従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、 株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

- ・会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。
- ⑤ 第5回新株予約権(平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数 (個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	99
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25, 000
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月23日 至 平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなけれ ばならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

- (注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。
 - 2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に 従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、 株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

既発行株式数+新規発行株式数

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

- 4. 会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換 又は株式移転により完全親会社に承継させる。承継された本新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりと します。
 - (1) 目的となる完全親会社の株式の種類 本新株予約権の目的となる株式と同種の完全親会社の株式
 - (2) 目的となる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (3) 権利行使に際して払い込むべき金額 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1円未満の端数は切り上げるものとします。
 - (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消滅事由等 株式交換又は株式移転に際して会社の取締役会が決定します。
 - (5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。
- ⑥ 第7回新株予約権(平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数 (個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	108, 812
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月15日 至 平成25年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,812 資本組入額 54,406
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

調整後1株当 = 調整前1株当 × 1 たり払込金額 = たり払込金額 × 分割・併合の比率

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

既発行株式数 + 新発行株式数×1株当たり発行価額 新株式発行前株価

調整後1株当 = 調整前1株当たり払込金額

既発行株式数+新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする(調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。)

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の 新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされ た数とします。
- (二) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて 1 株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
 - 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 下記に準じて決定します。
 - (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使 された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかか る未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することが できるものとします。
 - i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその 他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
 - (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i)権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii)権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v)権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切 手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類 する手続開始の申立があった場合
 - vii)権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii)権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i)権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii)権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」 に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
 - 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑦ 第8回新株予約権(平成21年7月23日の取締役会決議及び平成21年7月23日の報酬委員会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数 (個)	4, 714
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	4, 714
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35, 452
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月8日 至 平成26年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,452 資本組入額 17,726
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。(2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の 時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約 権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結 果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

調整後 1 株当 という
たり払込金額 という
という
という
をいる
をいる
をいる
といる
といる

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

既発行株式数 + <u>新発行株式数×1株当たり発行価額</u> 新株式発行前株価

調整後1株当 = 調整前1株当 たり払込金額

既発行株式数+新規発行株式数

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の 新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされ た数とします。
- (二) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(へ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 下記に進じて決定します。
 - (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使 された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかか る未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することが できるものとします。
 - i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii)関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその 他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii)権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v)権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類 する手続開始の申立があった場合
 - vii)権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii)権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii)権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」 に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨 てるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日~ 平成22年6月30日	750	128, 499	9, 375	1, 839, 206	9, 375	60, 037

⁽注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、平成22年6月30日現在の株主名簿を確認したところ、平成22年3月31日において大株主であったBARCLAYS CAPITAL SECURITIES LONDON A/C CAYMAN CLIENTS、DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613、西川こずえ氏、DEUTSCHE BANK AG LONDON 610は大株主ではなくなり、日本証券金融株式会社、JPMBLSA OFFSHORE LENDING JASDEC ACCOUNT、BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS、松井証券株式会社が上位10名の大株主となっております。

平成22年6月30日現在

		1 /9/02	240月30日残伍
氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
西川 潔	東京都目黒区	16, 799	13. 07
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	東京都千代田区大手町2丁目3-1	11,000	8. 56
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6, 782	5. 28
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-1 0	5, 235	4. 07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3, 421	2. 66
JPMBLSA OFFSHORE LENDING JASDEC ACCOUNT	WOOLGATE HOUSE COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND	2, 594	2. 02
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2, 065	1.61
三木谷 浩史	東京都港区	2, 048	1. 59
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS	TAUNUSANLAGE 12,60262 FRANKFURT,GERMANY	1,721	1.34
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	1, 587	1. 24
計	_	53, 252	41. 44

⁽注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係る株式数であります。

^{2.} 上記のほか、自己株式が3,771株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.93%) あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	-
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	-
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,771	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,728	124, 728	-
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	128, 499	_	-
総株主の議決権	_	124, 728	-

⁽注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議 決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ngi group株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 16番5号	3, 771	_	3, 771	2. 93
#	_	3, 771	_	3, 771	2. 93

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	61, 500	58, 300	42, 400
最低(円)	49, 500	31, 500	27, 370

⁽注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役		丹澤 みゆき	昭和46年 12月28日	平成5年9月 平成12年4月 平成19年7月 平成22年7月	勝島敏明税理士事務所 (現:税理士法人トーマツ) 入社 株式会社オン・ザ・エッヂ (現:株式会社ライブドア) 入社 ngi group株式会社入社 当社執行役(現任)	(注)		平成22年 7月22日

⁽注) 第14期事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時まで。

(2) 退任役員 該当事項はありません。

(3) 役職の異動 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結 累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、 当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成して おります。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

(単位:千円)

		(中位・111)
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3, 403, 711	4, 669, 820
受取手形及び売掛金	715, 150	751, 098
有価証券	500, 000	_
営業投資有価証券	*2, *3 1, 777, 751	^{*2} 2, 447, 744
その他	225, 392	159, 760
貸倒引当金	△11, 338	△25, 058
流動資産合計	6, 610, 668	8, 003, 363
固定資産	•	
有形固定資産	*1 72,666	^{*1} 57, 209
無形固定資産		
のれん	149, 381	152, 720
その他	286, 376	267, 61
無形固定資産合計	435, 758	420, 34
投資その他の資産	·	
投資有価証券	54, 444	62, 41
関係会社株式	25, 784	14, 40
その他	291, 895	212, 74
貸倒引当金	△31, 258	△26, 83
投資その他の資産合計	340, 866	262, 72
固定資産合計	849, 291	740, 27
資産合計	7, 459, 959	8, 743, 63
負債の部	1, 100, 000	0,110,000
流動負債		
買掛金	266, 918	261, 39
短期借入金	130, 001	140, 000
1年内返済予定の長期借入金	169, 924	174, 92
未払法人税等	19, 300	17, 88
引当金	22, 668	24, 82
繰延税金負債	708, 541	852, 080
その他	249, 269	354, 65
流動負債合計	1, 566, 625	1, 825, 76
固定負債		, ,
長期借入金	226, 071	264, 79
その他	2, 407	2, 72
固定負債合計	228, 478	267, 520
迪 足貝頂右前		

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 839, 206	1, 829, 831
資本剰余金	1, 660, 210	1, 650, 835
利益剰余金	918, 416	876, 524
自己株式	△462, 029	△462, 029
株主資本合計	3, 955, 804	3, 895, 162
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	662, 694	1, 008, 446
繰延ヘッジ損益	377, 604	252, 477
評価・換算差額等合計	1, 040, 299	1, 260, 923
新株予約権	44, 288	33, 101
少数株主持分	624, 463	1, 461, 163
純資産合計	5, 664, 855	6, 650, 351
負債純資産合計	7, 459, 959	8, 743, 638

(単位:千円)

		(中位・111)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	1, 474, 474	1, 340, 246
売上原価	921, 829	926, 562
売上総利益	552, 644	413, 684
販売費及び一般管理費	^{*1} 548, 788	^{*1} 386, 279
営業利益	3, 855	27, 404
営業外収益		
受取利息及び配当金	808	1, 285
持分法による投資利益	4, 092	2, 625
保険解約返戻金	_	5, 960
解約手数料	_	17, 980
その他	3, 269	1, 101
営業外収益合計	8, 170	28, 953
営業外費用		
支払利息	2, 307	2, 165
為替差損	_	9, 532
その他	261	155
営業外費用合計	2, 568	11, 853
経常利益	9, 457	44, 504
特別利益		
関係会社株式売却益	_	178
投資有価証券売却益	37, 967	3, 726
事業譲渡益	_	2, 389
その他	130	_
特別利益合計	38, 097	6, 294
特別損失		
固定資産除却損	801	413
投資有価証券評価損	25, 499	_
関係会社整理損	21, 386	_
その他	3, 035	
特別損失合計	50, 723	413
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	△3, 169	50, 385
法人税、住民税及び事業税	△4, 418	10, 512
法人税等調整額	11, 988	1, 402
法人税等合計	7, 570	11, 915
少数株主損益調整前四半期純利益		38, 469
少数株主損失(△)	△65, 080	△12, 100
四半期純利益	54, 341	50, 569
, = 1		, 000

(単位:千円)

	光体 1 m // #/+/+ 田 = [#/ BB	小俊 1 四 7 和 1 4 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半 期純損失(△)	△3, 169	50, 385
減価償却費	45, 617	26, 473
のれん償却額	10, 826	3, 345
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1, 045	703
受取利息及び受取配当金	△808	$\triangle 1,285$
支払利息	2, 307	2, 165
持分法による投資損益(△は益)	△4, 092	$\triangle 2,625$
投資有価証券評価損益(△は益)	25, 499	_
投資有価証券売却損益(△は益)	△35, 861	△3, 726
関係会社株式売却損益(△は益)	_	△178
固定資産売却損益(△は益)	△128	_
固定資産除却損	801	413
関係会社整理損	21, 386	_
事業譲渡益	_	△2, 389
売上債権の増減額(△は増加)	△42, 341	31, 520
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,616	543
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	185, 860	△4, 808
先渡契約の増減額(△は増加)	△122, 871	_
仕入債務の増減額(△は減少)	△32, 081	5, 525
未払金の増減額(△は減少)	124, 564	4, 561
事業再構築引当金の増減額 (△は減少)	△18, 555	_
その他	$\triangle 7,075$	6, 561
小計	152, 539	117, 186
利息及び配当金の受取額	808	1, 285
利息の支払額	$\triangle 1,982$	△3, 128
法人税等の支払額	$\triangle 9,000$	△5, 871
営業活動によるキャッシュ・フロー	142, 365	109, 471
投資活動によるキャッシュ・フロー		·
定期預金の預入による支出	_	△950, 000
有形固定資産の取得による支出	△25, 373	$\triangle 22,623$
有形固定資産の売却による収入	495	, <u> </u>
無形固定資産の取得による支出	\triangle 75, 088	△40, 126
投資有価証券の売却による収入	95, 215	8,830
子会社株式の取得による支出		△9, 000
子会社の清算による収入	1, 597	_
事業譲渡による収入		5, 250
敷金の差入による支出	△60, 778	△26, 858
貸付けによる支出	_	△11, 000
貸付金の回収による収入	241, 865	997

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	(単位:千円) 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会員権の取得による支出	△4, 000	_
その他	20	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	173, 954	$\triangle 1,044,531$
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△250, 000	△9, 999
長期借入れによる収入	28, 800	_
長期借入金の返済による支出	$\triangle 44,424$	△43, 732
リース債務の返済による支出	_	△314
株式の発行による収入	_	18, 750
少数株主からの株式買取による支出	△4, 240	_
配当金の支払額	_	△6, 053
財務活動によるキャッシュ・フロー	△269, 864	△41, 348
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	△3, 896
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	46, 455	△980, 303
現金及び現金同等物の期首残高	3, 903, 552	4, 669, 820
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△138, 186	△735, 805
現金及び現金同等物の四半期末残高	** 1 3, 811, 821	*1 2,953,711

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間
	(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、株式会社ネットエイジは、株式を売却したことにより連結の範囲より除外しました。また、ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合は決定権が過半数未満となったため、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としております。
	(2) 変更後の連結子会社の数 7 社
2. 持分法の適用に 関する事項の変 更	(1) 持分法の適用に関する事項の変更 当第1四半期連結会計期間において、ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号 投資事業有限責任組合は決定権が過半数未満となったため、連結の範囲から除外し持 分法適用の範囲に含めております。
	(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 3 社
3. 会計処理基準に 関する事項の変 更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の 取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16 号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の 取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日」を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。
	(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基 準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)			
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 60,577千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 59,887千円			
※2. 担保資産 担保資産に供されている資産について、事業運 営において重要なものであり、かつ、前連結会 計年度末に比べて著しい変動が認められるもの 営業投資有価証券 473,088 千円	※ 2. 担保資産 営業投資有価証券 979,069 千円			
※3. 営業投資有価証券には、貸付営業投資有価証券 415,800千円が含まれております。	*3.			

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累 (自 平成21年4月 至 平成21年6月	1日	当第1四半期連結界 (自 平成22年4 至 平成22年6月	月1日
※1. 販売費及び一般管理費のうち	主要な費目及び金額	※1. 販売費及び一般管理費のう	ち主要な費目及び金額
は次のとおりであります。		は次のとおりであります。	
給料手当	183,542千円	給料手当	125, 192千円
貸倒引当金繰入額	4,974千円	貸倒引当金繰入額	2,092千円
ポイント引当金繰入額	10,912千円	ポイント引当金繰入額	2,765千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,403,711千円
預入期間が3か月超 の定期預金 △950,000千円
有価証券勘定に含まれる 譲渡性預金 500,000千円
現金及び現金同等物 2,953,711千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末		
普通株式(株)	128, 499		

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3, 771

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	_		44, 288
連結子会社	_	_	
合計		_	44, 288

⁽注)権利行使期間の初日は到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月22日 取締役会	普通株式	8, 678	70	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

- (2) 基準日が当四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の 末日後となるもの 該当事項はありません。
- 5. 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(単位:千円)

	インターネッ ト関連事業	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高	1, 141, 078	327, 562	5, 832	1, 474, 474	_	1, 474, 474
営業利益又は営業損失(△)	△2, 197	144, 303	△40, 816	101, 289	△97, 434	3, 855

- (注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2. 各事業の主な内容
 - (1) インターネット関連事業 メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事 業等
 - (2) インベストメント&インキュベーション事業 ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等
 - (3) その他事業3Dインターネット事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、 経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものでありま す。

当社グループの報告セグメントは「インターネット関連事業」「インベストメント&インキュベーション事業」「その他事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下のとおりであります。

- (1) インターネット関連事業 メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事 業等
- (2) インベストメント&インキュベーション事業 ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等
- (3) その他事業3Dインターネット事業等
- 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

		報告セグメント					
	インターネッ ト関連事業	インベスト メント&イ ンキュベー ション事業	その他事業	計	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高	1, 071, 245	248, 836	20, 164	1, 340, 246	1, 340, 246		1, 340, 246
セグメント利益 又は損失(△)	12, 417	133, 852	△62, 873	83, 395	83, 395	△55, 991	27, 404

- (注) 1.セグメント利益の調整額△55,991千円は、全額各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券、並びにデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

			,	T 2 . 1 1 3/
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定 方法
有価証券				
譲渡性預金	500, 000	500, 000	_	(注1)
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	1, 136, 430	1, 136, 430	_	
デリバティブ取引 (※) ヘッジ会計が適用されているもの	92, 614	92, 614	_	(注3)

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 金融商品の時価の算定方法
 - 1. 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2. 営業投資有価証券及び投資有価証券 株式の時価は取引所の価格によっております。
- 3. デリバティブ取引 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結 会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
営業投資有価証券に属するもの 株式 投資有価証券に属するもの	614	1, 135, 134	1, 134, 519
株式	1, 056	1, 296	240
合計	1,670	1, 136, 430	1, 134, 759

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名 販売費及び一般管理費 11,186千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

_	1 1 作 1 たり 作 貝 生 映		
	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	1 株当たり純資産額 40,055円99銭	1 株当たり純資産額 41,588円72銭	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	5, 664, 855	6, 650, 351
普通株式に係る純資産額(千円)	4, 996, 103	5, 156, 086
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	44, 288	33, 101
少数株主持分	624, 463	1, 461, 163
普通株式の発行株式数(株)	128, 499	127, 749
普通株式の自己株式数(株)	3, 771	3, 771
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	124, 728	123, 978

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(自 平原	≟期連結累計期間 成21年4月1日 成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益: 潜在株式調整後1株当た 利益金額		1株当たり四半期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	406円19銭 401円20銭
	- り四半期純 437円28銭		401

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	54, 341	50, 569
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	54, 341	50, 569
普通株式の期中平均株式数 (株)	123, 831	124, 499
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	_	_
普通株式増加数 (株)	440	1, 547
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	_	_

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月4日

ngi group株式会社 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小 笠 原 直 印 業務執行社員

代表社員 業務執行社員 公認会計士 入澤 雄 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成21年7月23日開催の取締役会において連結子会社である株式会社富士山マガジンサービスの株式を一部譲渡することを決議し、平成21年7月28日に株式譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月4日

ngi group株式会社 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 印 小 笠 原 直 公認会計士 業務執行社員 代表社員 公認会計士 入 澤 雄太 印 業務執行社員 代表社員 公認会計士 西垣 芽 衣 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成22年8月5日

【会社名】 ngi group株式会社

【英訳名】 ngi group, inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 金子 陽三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第14期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。